

1 監査の対象 水道局

2 監査実施期間 平成27年10月22日から平成28年2月16日まで

3 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年8月31日までに執行された財務に関する事務等に係る次の項目が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の方法

次長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 特定事項

日々雇用職員の雇用期間が、規程で定める範囲を超えている例が認められた。

(総務課)

※ 水道局で雇用される日々雇用職員の雇用期間については、市賃金支弁職員雇用等管理規程を準用しており、同規程第5条第1項により、日々雇用職員の雇用期間は、一会計年度内の3月以内とし、更に雇用の必要があるときには、当初の雇用の日から通算して11月を超えない期間の範囲内で雇用できると規定がされている。

しかしながら、浄水課に配属された職員については、平成27年5月14日付で雇用され、「雇用の期間を1日とし、別に通知がない限り雇用期間が更新され、平成28年3月31日が到来したときは、別に発令することなく退職となる。」といった雇用形態であることから、当初の雇用期間が一会計年度内の3月を超えるものとなっていた。

いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程

(雇用期間)

第5条 日々雇用職員の雇用期間は、一会計年度内の3月以内とする。この場合において、更に雇用の必要があるときは、当初の雇用の日から通算して11月を超えない期間の範囲内で雇用することができる。

2～3 (略)

2 収入事務

行政財産使用許可に係る収入事務において、使用料の算出に誤りが認められた。

(工務課)

※ 市水道局公有財産規程第12条第1項別表に定める使用料の額については、水道局の行政財産使用許可の事務取扱基準(平成25年4月1日施行)に基づき、計算の最後に円未満の端数を切り捨てるとされている。

しかしながら、好間町上好間の送水管敷(現況:通路敷地)2件の行政財産使用料については、最後の円未満の端数を切り上げて算出していた。

いわき市水道局公有財産規程

(使用料)

第12条 行政財産の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2～3 (略)

別表(第12条関係)

区分	使用料	
	計算	額

土地	電柱その他これに類する柱類 (本柱、支柱、支線柱、支線等 を各々1本とする。)を設置する ために使用する場合	1本につき1年	電気通信事業法施行令(昭和60年政令 第75号)別表1に定める額
	(略)		
	その他の場合	1平方メートル1 日につき	次の算式により算出される額 1平方メートル当たりの土地の評価額 $\times 3 / 100 \times 1 / 365$ (又は366)

行政財産使用許可の事務取扱基準(平成25年4月1日施行)

11. 使用料

使用料は規程第12条の規定により算出し、その算出根拠を書面上明らかにすること。

なお、規程第13条(4)の規定により使用料を減免するときも、使用料の算定は必ず行うものとする。

また、使用料の算定にあつては、要領により算出した評価額から使用料を算出するまで途中で計算を中断せず、最後に円未満の端数を切り捨てる。(平成13年9月20日13菅号外 財政部長通知より)

3 支出事務(その1)

嘱託職員及び日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、通勤手当、時間外勤務割増賃金及び雇用保険料の算出等に誤りのある例が認められた。

(総務課)

【事例1】 時間外勤務割増賃金の算出誤り

※ 水道局で雇用される嘱託職員に支給する賃金については、市賃金支弁職員雇用等管理規程を準用し、同規程第7条第4項第1号により、時間外勤務割増賃金は、条例定数内職員の超過勤務手当の支給の例に準じて支給するものである。

平成27年5月分の嘱託職員に係る賃金の支給事務において、時間外勤務4時間分の時間外勤務割増賃金は、5,868円(1,467円×4時間)と算出すべきにもかかわらず、5,864円(1,466円×4時間)と算出していた。【類例1件あり】

【事例2】 雇用保険料の算出誤り

※ 雇用保険法第4条に規定する雇用保険の被保険者である嘱託職員の賃金の支給事務において、控除する雇用保険料は、賃金支給総額に労働保険の保険料の徴収等に関する法律で定める雇用保険率を乗じた額914円(182,900円×5/1000(端数切捨て))と算出すべきにもかかわらず、平成27年4月分から5,000円を控除し、平成27年5月分以降の雇用保険料は控除していなかった。【類例4件あり】

【事例3】 通勤手当の非課税限度額の不適用

※ 平成27年4月分の嘱託職員の賃金の支給事務において、通勤手当の1か月あたりの支給金額12,100円については、非課税限度額が12,900円(自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当で、距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合)であるため通勤手当の全額が所得税の非課税対象となることから、所得税は、通勤手当の全額を控除して算出すべきにもかかわらず、通勤手当の非課税限度額を適用せず所得税を算出していた。【類例4件あり】

【事例4】 通勤手当の算出誤り

※ 水道局で雇用される日々雇用職員に支給する賃金については、市賃金支弁職員雇用等管理規程を準用し、同規程第7条第4項第4号により、通勤手当は、条例定数内職員に支給される通勤手当に相当するものとして、別に定める基準により支給するものである。

平成27年4月分の日々雇用職員に係る賃金の支給事務において、通勤距離が片道2km以上4km未満で自動車を使用する日々雇用職員の通勤手当は、日額130円として算出すべきにもかかわらず、平成27年4月1日に当該基準が改正される前の日額120円として算出し、支給していた。

いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程

(賃金)

第7条 賃金支弁職員に支給する賃金は、基本賃金及び附加賃金とする。

2～3 (略)

4 附加賃金は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 時間外勤務割増賃金 所定の勤務時間外に勤務した場合において、当該時間外における勤務に対し、条例定数内職員の超過勤務手当の支給の例に準じて支給するものをいう。

(2)～(3) (略)

(4) 通勤手当 条例定数内職員に支給される通勤手当に相当するものとして、別に定める基準により支給するものをいう。

(5) (略)

いわき市職員の給与に関する条例

(超過勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2～6 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(再任用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第18条 第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第14条から第16条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

いわき市職員の給与の支給に関する規則

(超過勤務手当の支給割合)

第17条 条例第14条第1項の市長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) (略)
 - (2) 条例第14条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135
- 2 (略)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

(一般保険料に係る保険料率)

第12条 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率とを加えた率
- (2) 労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率
- (3) 雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、雇用保険率

2～3 (略)

4 雇用保険率は、1000分の17.5とする。ただし、次の各号(第3号を除く。)に掲げる事業(第1号及び第2号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。)については1000分の19.5とし、第3号に掲げる事業については1000分の20.5とする。

- (1) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- (2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業
- (3) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- (4) 清酒の製造の事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第66条第1項、第2項及び第5項の規定による国庫の負担額、同条第6項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第67条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第64条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第7項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の2倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、1年以内の期間を定め、雇用保険率を1000分の13.5から1000分の21.5まで(前項ただし書に規定する事業(同項第3号に掲げる事業を除く。))については1000分の15.5から1000分の23.5まで、同号に掲げる事業については1000分の16.5から1000分の24.5まで)の範囲内において変更することができる。

6～9 (略)

所得税法

(非課税所得)

第9条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

- (1)～(4) (略)
- (5) 給与所得を有する者で通勤するもの(以下この号において「通勤者」という。)がその通

勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当（これに類するものを含む。）のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの

(6)～(18) (略)

2 (略)

所得税法施行令

(非課税とされる通勤手当)

第20条の2 法第9条第1項第5号（非課税所得）に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる通勤手当（これに類するものを含む。）の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する部分とする。

(1) (略)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者（その通勤の距離が片道2キロメートル未満である者及び第4号に規定する者を除く。）が受ける通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その通勤の距離が片道10キロメートル未満である場合 1月当たり4,200円

ロ その通勤の距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合 1月当たり7,100円

ハ その通勤の距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合 1月当たり12,900円

ニ その通勤の距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合 1月当たり18,700円

ホ その通勤の距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合 1月当たり24,400円

ヘ その通勤の距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合 1月当たり28,000円

ト その通勤の距離が片道55キロメートル以上である場合 1月当たり31,600円

(3)～(4) (略)

日々雇用職員の通勤手当支給額（平成27年4月1日改正）（平成27年3月31日付け総務部長通知）

日々雇用職員の通勤手当支給額

(平成27年4月1日改正)

1 支給対象職員

通勤距離が片道2km以上の職員のうち、交通機関を利用してその運賃を負担する職員又は自動車等（バイク、自転車を含む）を使用する職員（徒歩、便乗は除く）。

2 支給額

(1) 交通機関を利用する職員 実費額

(2) 自動車を使用する職員 別表1の額

(3) 自動車以外の原動機付きの交通用具（バイク）を使用する職員 別表2の額

(4) 自転車を使用する職員 一律 日額100円

(5) 通勤方法を併用する職員 上記(1)に(2)～(4)の各々の額を加算した額

別表1 自動車

(改正前)	
通勤距離(片道)	支給日額(円)
2km以上 4km未満	120
4km以上 6km未満	190
6km以上 8km未満	250
8km以上 10km未満	310

(改正後)	
通勤距離(片道)	支給日額(円)
2km以上 4km未満	130
4km以上 6km未満	190
6km以上 8km未満	260
8km以上 10km未満	320

(以下略)

4 支出事務（その2）

いわき市水道水源保護審議会の委員報酬に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。

（浄水課）

※ いわき市水道水源保護審議会の委員に係る報酬について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、所得税法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号イの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（月額表）の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて3.063%の税率で254円を源泉徴収した上で、差引支給額を8,046円としていた。

しかしながら、当該委員報酬については、同法第185条第1項第2号ホの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて1,230円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,070円とすべきであった。

所得税基本通達

法第28条《給与所得》関係
（委員手当等）

28-7 国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。（平2直法6-5、直所3-6改正）

所得税法

（給与所得）

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2～4 （略）

（源泉徴収義務）

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 （略）

（賞与以外の給与等に係る徴収税額）

第185条 次条に規定する賞与以外の給与等について第183条第1項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）並びに当該申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（2以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には第194条第1項第6号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族とし、当該申告書に記載された控除対象配偶者又は控除対象

扶養親族が同条第4項に規定する国外居住親族（第187条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）及び第190条第2号ハ（年末調整）において「国外居住親族」という。）である場合には第194条第4項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。次条において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。）の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ～ヘ（略）

- (2) 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第195条第1項第3号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（これらの控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第4項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）の数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額

ロ 給与等の支給期が毎半月と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額の2分の1に相当する税額

ハ 給与等の支給期が毎旬と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額の3分の1に相当する税額

ニ 給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額

ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第3の乙欄に掲げる税額

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 別表第3の乙欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額

- (3) 労働した日又は時間によつて算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等で政令で定めるもの その給与等の金額に応じ、別表第3の丙欄に掲げる税額

2（略）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

（源泉徴収義務等）

第28条 所得税法第4編第1章から第6章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項（同条第11項において準用する場合を含む。）、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第9条の6第4項、第37条の11の4第1項、第37条の14の2第8項、第41条の9第3項、第41条の12第3項、第41条の12の2第2項から第4項まで及び第41条の22第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

3～7（略）

（居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例）

第29条 居住者に対して支払うべき所得税法第183条第1項に規定する給与等（次条において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

- (1) 所得税法第185条第1項又は第186条第1項の規定による所得税の額及び前条第2項に規

定する復興特別所得税の額 同法別表第2から別表第4までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

- (2) 所得税法第189条第1項の規定により計算した所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法第189条第1項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額
- 2 前条第6項及び第7項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があった場合について準用する。
- 3 財務大臣は、第1項第1号の表又は同項第2号の方法を定めたときは、これを告示する。

給与所得の源泉徴収税額表（平成27年分）

日額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第二（平成25年5月31日財務省告示第175号改正））

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲							乙	丙	
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人			7人
以上	未満	税額							税額	税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
7,000	7,100	175	115	65	10	0	0	0	0	810	0
7,100	7,200	175	120	65	15	0	0	0	0	840	0
7,200	7,300	180	125	70	15	0	0	0	0	860	0
7,300	7,400	185	125	75	20	0	0	0	0	890	0
7,400	7,500	185	130	75	25	0	0	0	0	920	0
7,500	7,600	190	135	80	30	0	0	0	0	960	0
7,600	7,700	195	135	85	30	0	0	0	0	990	0
7,700	7,800	200	140	85	35	0	0	0	0	1,020	0
7,800	7,900	200	150	90	40	0	0	0	0	1,060	0
7,900	8,000	205	150	95	40	0	0	0	0	1,090	0
8,000	8,100	210	155	100	45	0	0	0	0	1,120	0
8,100	8,200	210	160	100	50	0	0	0	0	1,150	0
8,200	8,300	215	165	105	50	0	0	0	0	1,190	0
8,300	8,400	220	165	110	55	5	0	0	0	1,230	0
8,400	8,500	220	170	110	60	5	0	0	0	1,260	0
8,500	8,600	225	175	115	65	10	0	0	0	1,300	0
8,600	8,700	230	175	120	65	15	0	0	0	1,330	0
8,700	8,800	235	180	120	70	15	0	0	0	1,360	0
8,800	8,900	235	185	125	75	20	0	0	0	1,400	0
8,900	9,000	240	185	130	75	25	0	0	0	1,430	0

(以下略)

5 支出事務（その3）

管外旅費に係る支出事務において、宿泊料に誤りのある例が認められた。

(総務課)

※ 水道企業職員に対して支給すべき旅費の額については、市職員等の旅費に関する条例の規定の適用を受ける職員の旅費の額の例によるとされている。

埼玉県川口市に旅行命令を受けた職員（技師）の宿泊料については、同条例第19条別表第1に定める乙地方の金額を適用し、1夜につき10,800円とすべきにもかかわらず、甲地

方の金額である1夜につき12,000円を適用していた。

いわき市水道企業職員の旅費支給に関する規程

(支給方法等)

第2条 職員に対して支給すべき旅費の額及び支給方法については、いわき市職員等の旅費に関する条例(昭和41年いわき市条例第23号)の規定の適用を受ける職員の旅費の額及び支給方法の例による。

いわき市職員等の旅費に関する条例

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 (略)

別表第1 (第17条—第20条、第22条関係)

車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
部長相当職又は課長相当職にある者	円 37	円 2,600	円 13,100	円 11,800	円 2,600
その他の者	37	2,300	12,000	10,800	2,300

備考 宿泊料中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち、規則で定める地域及びその他これらに準ずる地域で規則で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

いわき市職員等の旅費の支給に関する規則

(内国旅行における甲地方の範囲)

第17条 条例別表第1の備考に規定する甲地方とは、別表第2に掲げる地域をいう。

別表第2 (第17条関係)

内国旅行における甲地方の地域表

都道府県	甲地方の地域
埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区
神奈川県	横浜市 川崎市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市
兵庫県	神戸市
広島県	広島市
福岡県	福岡市

6 契約事務

保守点検業務委託に係る契約事務において、契約の開始日を5月1日としているが、緊急

時の対応を考慮し、4月1日を開始日とすべきである。

(総務課、南部工事事務所)

【事例1】 水道局本庁舎自動ドア保守点検業務委託

※ 水道局本庁舎自動ドア保守点検業務委託については、平成27年5月1日から平成28年3月31日までを契約期間として、平成27年4月30日に契約を締結している。

当該契約の内容は、主に年4回の定期点検であるが、このほか、不時の故障・破損などの緊急時には、水道局の要請により技術員を派遣して復旧又は修繕にあたらせることが定められており、機器の故障など緊急時の対応を考慮した場合には、年度内に契約の空白期間が生じている状態は望ましくないことから、4月1日からの契約とすべきである。【類例1件あり】

【事例2】 南部工事事務所電話交換設備保守点検業務委託

※ 南部工事事務所電話交換設備保守点検業務委託については、平成27年5月1日から平成28年3月31日までを契約期間として、平成27年4月30日に契約を締結している。

当該契約の内容は、主に年2回の定期点検であるが、このほか、不時の故障・破損などの緊急時には、水道局の要請により技術員を派遣して復旧又は修繕にあたらせることが定められており、機器の故障など緊急時の対応を考慮した場合には、年度内に契約の空白期間が生じている状態は望ましくないことから、4月1日からの契約とすべきである。

<意見又は要望とする事項>

契約事務（緊急修繕工事における緊急の妥当性等について）

水道局においては、水道施設及び給水装置並びにこれらに附帯する施設（以下「水道施設等」という。）の修繕工事並びに水道施設等に起因する周辺施設の修繕工事で、緊急の必要により競争入札に付することができないものについては、「いわき市水道局緊急修繕工事取扱要綱」に基づき、緊急修繕工事を実施している。

緊急修繕工事の適用範囲については、前回の平成25年度の定期監査の結果を受け、同要綱第2条第2項において、緊急の必要な場合が規定され、緊急修繕工事伺書（第1号様式）（以下、「伺書」という。）において「緊急性」を安定給水確保、被害拡大防止、安全管理の3つに分類し、同要綱が適用される工事を明確にするため平成27年3月に改正されたところである。

しかしながら、今回の定期監査において、「平浄水場1系浄水池点検口緊急修繕工事」は腐食した点検口の蓋の交換、「山玉浄水場照明器具緊急修繕工事」は浄水場内の照明器具の交換という内容の工事となっているが、伺書には安定給水の確保のために修繕工事を緊急に実施する必要がある具体的な理由が記載されていないため、緊急修繕工事としたことの妥当性が書類上では明確にできない状況となっている。同様に、「南1-9湘南台ポンプ場送水流量計緊急修繕工事」においては送水流量計の交換という内容の工事となっているが、被害拡大防止のために修繕工事を緊急に実施する具体的な理由が記載されていなかった。

また、緊急修繕工事に係る契約事務は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号又は第5号を適用した随意契約として行われているが、随意契約は競争入札を原則とする契約方式の例外であり慎重な取扱いが求められるため、請負業者の選定理由についても契約の適正性や透明性を確保する観点から十分留意が必要となるものである。

以上のことから、同要綱を適用して緊急修繕工事を実施する場合には、緊急の妥当性と請負業者の選定について、対外的な説明責任を果たす意味からも具体的な理由を明確にすべきである。

（北部浄水場管理室、南部浄水場管理室、南部工事事務所）

いわき市水道局緊急修繕工事取扱要綱

（適用範囲）

第2条 この要綱は、水道施設及び給水装置並びにこれらに附帯する施設（以下「水道施設等」という。）の修繕工事並びに水道施設等に起因する周辺施設の修繕工事で、緊急の必要により競争入札に付することができないものに適用する。

2 前項に規定する「緊急の必要」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 漏水又は機械、電気、計装設備等の故障で、早急に対処しなければ安定給水に支障がでる場合
- (2) 水道施設等に起因して道路の陥没や段差、法面の崩壊等が発生し、又は発生が予見され、早急に対処しなければ二次被害が発生するおそれがある場合
- (3) その他、安全管理上又は危機管理上、早急に対処する必要がある場合